

じどうてあて 児童手当・ひとり親家庭への支援

[English \(英語\)](#)

ないよう 内容

- [じどうてあて
児童手当](#)
- [おやかてい たい いりようひじよせい
ひとり親家庭に対する医療費助成](#)
- [じどうふようてあて
児童扶養手当](#)

じどうてあて 児童手当

こうこうせいしゅうりようまえ こ にほんこくない じどうてあて う
高校生修了前までの子どもが日本国内にいるときは、児童手当を受けることがで
きます。詳しいことは子ども 総合窓口 に問い合わせてください。箕面市に引っ越しして
きたときや、こ う どもが生まれたときは、15日以内に 申しんせい してください。

こ そうごうまどぐち
《子ども総合窓口》

でんわ
電話：072-724-6791

ファクス：072-721-9907

ひとり親家庭に対する医療費助成

国民健康保険または会社の健康保険に入っているひとり親の家庭で、18歳になっ

た年度末日までの児童と、その児童を育てている人の医療費を助成します。

病院の窓口で、マイナ保険証または資格確認書といっしょに、箕面市が交付する「ひ

とり親家庭医療証」を提示すると、支払うお金が安くなります。

「ひとり親家庭医療証」は、所得の状況などによって交付できない場合があります。

詳しいことは介護・医療・年金室にお問い合わせください。

《介護・医療・年金室》

でんわ
電話：072-724-6733

ファクス：072-724-6040

児童扶養手当

ひとり親家庭で、18歳までの子どもを育てている人は、児童扶養手当を受けることがで

きます。所得の状況などによって、受けられない場合があります。詳しいことは子

ども総合窓口にお問い合わせください。

こ　　そうごうまどぐち
《子ども総合窓口》

でんわ
電話：072-724-6791

ファクス：072-721-9907